

商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金交付要綱

(令和8年5月1日決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活を支援する「市民生活応援デジタル地域ポイント」(以下「デジタル地域ポイント」という。)の活用を促進するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とし、市内の商店街及び小売市場が実施するプレミアム付商品券発行事業などの消費喚起事業に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「商店会」とは、商店街振興組合その他本市の区域内の商店街において小売業、サービス業その他の事業を営む者が組織する団体のうち、商店街の振興を目的として本市の区域内で活動するものをいう。
- (2) 「小売市場」とは、小売商業調整特別措置法第3条第1項に規定する小売市場に店舗を設ける者で構成する団体等で次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業等協同組合法に基づき設立された団体
 - イ 出店者で組織する商人会等の団体
- (3) 「中小企業等」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び市長がこれに準ずるものと認めるものをいう。
- (4) 「構成員」とは、補助対象者である商店会、小売市場を構成する事業者をいう。
- (5) 「基準構成員数」とは、構成員の数の85パーセントの数をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、商店会及び小売市場(以下「商店会等」という。)のうち、次の各号全てを満たす者とする。

- (1) 主たる事務所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に本社又は主たる事務所等を設けている又はこれに準じるものとして認められること。
 - (2) 補助対象者(商店会等)名義の銀行口座を有していること。
 - (3) 設立が令和8年3月31日以前であること。
 - (4) デジタル地域ポイントの周知や会員店舗への登録勧奨その他デジタル地域ポイントの活用促進に取り組んでいること。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に該当する商店会等は交付の対象としない。
- (1) 次のいずれかに該当する中小企業等(いわゆる「みなし大企業」)が構成員の半数以上を占める団体
 - ア 発行済株式総数又は出資価額総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業等以外の者であって、事業を営む者をいう。)が所有している中小企業等
 - イ 発行済株式総数又は出資価額総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は職員が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
 - (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者を構成員に含む団体
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定

する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）を構成員に含む団体

- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない団体
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織若しくは団体
- (7) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある団体

（補助対象事業の対象期間）

第4条 事業対象期間は、令和8年8月1日から令和9年2月28日までとする。

（交付の対象事業及び対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるもののうち、第1条の趣旨に沿うものとして必要と認められるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）は、別表2に掲げるものとする。
- 3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 4 補助対象経費は、事業対象期間に発生し、支払が完了している経費とする。
ただし、プレミアム付き商品券の発行に係るプレミアム分やポイント還元事業に係る還元ポイント分については、事業終了後、第13条に定める事業完了の届出日までに換金を終了するものとする。
- 5 本市の他の補助金の交付を受ける者は、それぞれの補助金と同一事業については、申請することはできない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において交付し、補助率及び補助上限額は別表3のとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 国、京都府等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち、いずれか低い方の額とする。
 - (1) 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額に別表3の規定により適用する補助率を乗じた額
 - (2) 別表3の補助上限額

（交付の申請）

第7条 条例第9条による補助金の申請は、商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表4に掲げる書類を添えて別に定める期間内に行わなければならない。

- 2 補助金の申請は、補助対象者1者当たり1申請に限る。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、交付決定通知書（第3号様式）又は不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、交付の決定を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(標準処理期間)

第9条 市長は、第7条に規定する申請が到着してから、別に定める申請受付期間終了後、30日以内に、前条第1項の決定をするものとする。ただし、申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りでない。

(補助金の概算払)

第10条 補助金は原則精算払とするが、条例第21条第2項に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金概算払請求書(第5号様式)に別表4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 概算払の額は、第8条により通知した交付予定額の2分の1の額を上限とし、概算払請求額に基づき、商店会等の財政状況等を鑑み、協議のうえ決定することとする。

3 概算払を受けられる回数は1回とする。

(変更等の承認の申請)

第11条 第8条の決定を受けた者が行う条例第11条第1項第1号の規定による補助事業等の内容又は経費配分の変更に係る市長等の承認の申請は、商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金変更交付申請書(第6号様式)に別表4に掲げる書類を添えて行わなければならない。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの

(2) 総事業費の変更が2分の1以内で、かつ補助金額の変更が2分の1以内の減額であるもの

(中止又は廃止の届出)

第12条 条例第11条第1項第2号に規定する補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金中止・廃止承認申請書(第9号様式)に別表4に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(事業完了の届出)

第13条 条例第18条に規定する実績報告は、事業終了日後14日又は令和9年3月5日のうちいずれか到達が早い方の日までに、商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金事業実績報告書兼請求書(第7号様式)に別表4に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 補助金の額は、第8条に規定する交付決定通知書に記載の金額を超えない範囲で、実績に応じて決定し、条例第19条の規定に基づき補助金交付額決定通知書(第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の取消等)

第15条 市長は、補助事業者が条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

(1) 令和9年2月28日までに補助事業を完了しなかったとき又は完了する見込がないとき

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

- (3) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき
 - (4) 補助金の交付の条件に違反したとき
 - (5) この要綱の規定に違反したとき
- 2 第12条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、本市が定める期限までに、平成16年6月10日付け大臣官房会計課通知「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(第1号において「国財産処分通知」という。)における国庫納付条件に定める国庫納付額の算定の例により本市が算定する、補助金の全額又は一部に相当する額を本市に納入しなければならない。
- (1) 補助対象者が補助事業完了後、条例第31条第1項に規定する財産を次条第1項に規定する期間が経過する前に処分するとき(ただし、国財産処分通知において財産処分に該当しないとされる場合又は国庫納付条件を付さないことができるとされている財産処分に相当すると認められる処分を除く。)
 - (2) 第3条に規定する交付の対象となった要件を欠くに至ったとき

(財産の処分の制限)

- 第16条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により経済産業大臣が別に定める期間に準じるものとする。
- 2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金取得財産等処分承認申請書(第11号様式)に別表4に掲げる書類を添えて市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

(補則)

- 第17条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則 (令和8年5月1日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表1 (第5条関係)

| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|--|--|
| <p>補助対象者が実施する消費喚起事業</p> <p>【例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付き商品券の発行 ・ポイント還元事業 ・クーポンチケットの発行 ・歳末セール ・買物スタンプラリー ・抽選会の開催 等 | <p>補助対象事業の実施に必要な経費</p> <p>【例示】</p> <p>(1) 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品券のプレミアム分や還元ポイント分 <ul style="list-style-type: none"> 【※ プレミアム分の付与率及びポイント還元率の上限は50%とする。 【※ 還元ポイントは、実際に買物等が行われた後に付与されるものに限る。 【※ 割引クーポンや割引セール等における割引分等は対象外。 <p>(2) 事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報費 (商品券等のデザイン・印刷費、チラシ作成費、その他広告宣伝費) ・委託費 (商品券の発行・販売委託、換金事務委託、システム利用、その他事業運営委託) ・各種手数料 (換金時の店舗への振込手数料は除く。) ・会場使用料 ・リース・レンタル費 (事業実施期間内のものに限る。) ・人件費 (事業実施に必要なアルバイト代等に限る。) ・消耗品購入費 等 |

※ 商品等の売買が発生しない(構成員の売上に直結しない)取組のみの事業は対象外。
 (例1: 構成員が店を閉めた状態で実施する等、構成員の売上にならないお祭りのみの開催)
 (例2: 販売会を実施しない見本市のみの開催)

※ ただし、構成員店舗でのセールやオンラインクーポン発行のためのホームページ改修など、売上に直結する取組を併せて実施する場合は補助対象とする。

別表2（第5条関係）

| 対象外経費 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 景品代 ・ 割引クーポン、割引セール等における割引分 ・ 公租公課（消費税、その他税金、社会保険料など） ・ 光熱水費（電気料金、水道料金、ガス料金等） ・ 電話料金、インターネット回線通信料金、郵送料、切手代 ・ レンタル・リース費 （レンタル・リース期間の始期及び終期が事業実施期間内になるものを除く。） ・ 人件費（事業実施に必要なアルバイト代等を除く。） ・ 仕入れに係る経費 ・ 交通費（鉄道、飛行機、タクシー、高速利用代、ガソリン代等）、宿泊費、燃料費 ・ 飲食・接待費 ・ 金券（商品券、ビール券、交通券等） ・ PCやタブレット等、汎用性のある機器の購入費用 ・ 補助金・助成金・協力金等の申請書類作成のために支払う費用 ・ 各種会費及び入会金 ・ 年間契約に係る契約料、長期保証金（事業実施に必要かつ事業実施期間内のものを除く。） ・ 店舗への振込手数料 ・ 割賦払代金 ・ 損失補填、借入に伴う支払利息 ・ 不動産購入費、不動産賃借に伴う敷金、礼金、更新料及び原状回復費 ・ 官公署に支払う手数料等 ・ 税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用 ・ 車両購入費用（自動車、バイク、自転車等） ・ 廃棄物処理関係費用 ・ 専ら娯楽や趣味等のためと考えられる費用 （ゲーム機、楽器、書籍、漫画、雑誌、玩具、観賞用植物、理美容関連費用等） ・ 福利厚生に係る経費 ・ その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用 <p>【「プレミアム付き商品券の発行」で利用対象とすることができない商品等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出資や債務の支払（振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等） ・ 国や地方公共団体への支払（税金、公営ギャンブル等） ・ 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する消費券等）、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入 ・ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ・ 現金との換金（商品券を用いた取引において、釣銭を出すことは禁止してください。） ・ 金融機関への預入 ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ・ 商品券の交換又は売買 |

別表3（第6条関係）

| 構成員数 ^{※1} (事業者数) | 補助率 | 補助上限額 |
|------------------------------|--|-------|
| 50以上 | 3分の2（ただし、基準構成員数 ^{※2} の半数以上の者が、デジタル地域ポイントの利用可能店舗として登録している団体については、4分の3） | 400万円 |
| 50未満 | | 200万円 |

※1 個人会員等の非事業者は含まない。

※2 構成員数の85パーセントの数をいう。

別表4（第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第16条関係）

| | |
|-------------------|--|
| 交付の申請（第7条関係） | <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（第1号様式） ・構成員名簿（第2号様式）又はそれに代わるもの ・経費の見積書又はそれに代わるもの（写し） ・定款又は会則 ・振込口座の通帳の写し（申請団体と同一名義の口座で、口座の開設日、金融機関名、口座名義（カタカナ又はひらがな）、口座番号が確認できるもの） ・その他市長が特に必要と認める書類 |
| 概算払請求（第10条関係） | <ul style="list-style-type: none"> ・概算払請求書（第5号様式） ・振込口座の通帳の写し（交付申請時に提出したのから変更があった場合に限る。） ・その他市長が特に必要と認める書類 |
| 変更等の承認の申請（第11条関係） | <ul style="list-style-type: none"> ・変更交付申請書（第6号様式） ・変更後の見積書（写し） ・その他市長が特に必要と認める書類 |
| 中止又は廃止の届出（第12条関係） | <ul style="list-style-type: none"> ・中止・廃止承認申請書（第9号様式） ・その他市長が特に必要と認める書類 |
| 事業完了の届出（第13条関係） | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績報告書兼請求書（第7号様式） ・請求書又はそれに代わるもの（写し。<u>申請団体宛のものに限る。</u>） ・領収書等の費用の支出を証する書類又はそれに代わるもの（写し。<u>申請団体宛のものに限る。</u>） ・事業の完了を証明できる写真又は実績を確認できる資料等 ・振込口座の通帳の写し（交付申請時に提出したのから変更があった場合に限る。） ・商品券のプレミアム分の換金関係書類（プレミアム付き商品券の発行を行う場合に限る。換金一覧表及び換金明細の写し等） ・還元ポイント分の付与関係書類（ポイント還元事業を行う場合に限る。付与一覧表及び付与明細の写し等） ・その他市長が特に必要と認める書類 |
| 財産処分の承認申請（第16条関係） | <ul style="list-style-type: none"> ・取得財産等処分承認申請書（第11号様式） ・現況が分かる写真や資料等 ・その他市長が特に必要と認める書類 |